

障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

就労移行支援

施設（事業所）名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
地方公共団体が設置している場合		965/1000	地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所等の場合		
定員超過利用減算		70/100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の150% ②定員51人以上：(定員-50)×125%+75 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の125%を超えた場合 (注) (注) 定員が11人以下の場合：過去3か月の利用者の平均値が、利用定員の数に3を加えて得た数を超えた場合		
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ●1割を超えて欠如した場合は、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ●1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
就労移行支援計画未作成減算	就労移行支援計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算		
	就労移行支援計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算		
標準利用期間超過減算		95/100	事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間（2年。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年又は5年）を6か月以上を超える場合に減算		
身体拘束廃止未実施減算		所定単位の1%を減算	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者等に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
虐待防止措置未実施減算		所定単位の1%を減算	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1%減算 ①虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業員に周知すること。 ②従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
業務継続計画未作成減算		所定単位の1%を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。		
情報公表未公表減算		所定単位の5%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(Ⅰ)	51/日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。		
	(Ⅱ)	41/日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。		
高次脳機能障害者支援体制加算		41/日	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上あって、高次脳機能障害支援者養成研修を終了した従業員を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合		
初期加算		30/日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内について加算		
訪問支援特別加算	所要時間1時間未満	187/日	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかった際、計画に基づき、利用者の同意を得て、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定（月に2回まで）		
	所要時間1時間以上	280/日			
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定		
食事提供体制加算		30/日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が原則当該施設内の調理室を使用し、次の①から③までいずれも該当した場合 ①栄養士等が献立作成に関わることは、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の栄養士等が栄養面を確認した献立である。 ②利用者ごとの摂食量を記録する。 ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6か月ごと記録する。		
緊急時受入加算		100/日	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
集中的支援加算	(Ⅰ)	1000/日	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月4回を限度として単位数を加算する。			
	(Ⅱ)	500/日	指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の機関について1日につき単位数を加算する。 ※(Ⅱ)を算定する場合は、(Ⅰ)も算定可能。			
精神障害者退院支援施設加算	(Ⅰ)	180/日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者等に対して、居住の場を提供した場合に算定（夜勤体制を確保している場合）			
	(Ⅱ)	115/日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者等に対して、居住の場を提供した場合に算定（宿直体制を確保している場合）			
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	15/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所に算定			
	(Ⅱ)	10/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所に算定			
	(Ⅲ)	6/日	職業指導員等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所に算定			
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合に算定（月に4回まで）			
医療連携体制加算	(Ⅰ)	32/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間未満である場合（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする）			
	(Ⅱ)	63/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする）			
	(Ⅲ)	125/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が2時間以上である場合（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする）			
医療連携体制加算	(Ⅳ)	800/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が1人の場合			
		500/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が2人の場合			
		400/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が3人以上8人未満の場合			
	(Ⅴ)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算			
	(Ⅵ)	100/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
就労支援関係研修修了加算		6／日	就労支援の従事者として1年以上の実務経験を有し、次の「厚生労働大臣が定める研修」を修了した就労支援員を配置している場合に算定 ※就労定着者の割合が零である場合は算定しない 【厚生労働大臣が定める研修】 ①地域障害者職業センターにおいて、就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎知識及び技能を習得させるものとして行う研修 ②独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う第1号職場適応援助者養成研修及び厚生大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修 ③都道府県知事が前2号と同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し認められた研修		
移行準備支援体制加算		41／日	前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の50%を超えるものとして届け出た事業所において厚生労働省が定める基準を満たし、次のいずれかを満たした場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき加算 ①職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を越えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った ②求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター等に職員が同行して支援を行った		
送迎加算	(Ⅰ)	21／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定 ※利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している場合 ※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。		
送迎加算	(Ⅱ)	10／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所には、平均的に定員の50%以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合 ※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。		
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ) (初日～5日目)	500／日	障害者支援施設等で就労移行支援を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設の従事者が、次の支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、支援の日数に応じて所定単位数に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った		
	(Ⅱ) (6日目～15日目)	250／日			
	地域生活拠点等の場合	(Ⅰ)(Ⅱ)に加えて 50／日			
通勤訓練加算		800／日	事業所の従業者以外の専門職員が、視覚障がいのある利用者に対して、盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に算定		
在宅時生活支援サービス加算		300／日	居宅において支援を受けることを希望する者であつて、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅で支援を行った場合に算定		
社会生活支援特別加算		480／日	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、医療観察法対象者等の支援を行った場合に算定（支援開始日から起算して3年以内（※1）の期間（※2）算定する） ※1 医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が就労するまで ※2 他の指定障害福祉サービスを行う事業所で社会生活支援特別加算を算定した期間を含む		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
地域連携会議実施加算	(Ⅰ)	583／回	サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、単位数を加算する。 ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。			
	(Ⅱ)	408／回	サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行ったうえで、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、単位数を加算する。 ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。			
福祉・介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)イ	所定単位の11.5%※を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、11.9%			
	(Ⅰ)ロ	所定単位の11.9%※を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、12.3%			
	(Ⅱ)イ	所定単位の11.3%を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。			
	(Ⅱ)ロ	所定単位の11.7%を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。			
	(Ⅲ)	所定単位の9.8%※を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、10.1%			
	(Ⅳ)	所定単位の8.1%※を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、8.3%			